

久喜市教育委員会令和5年10月定例会

開催月日 令和5年10月24日（火曜日）

開催場所 久喜市立久喜東小学校 図書室

開会時刻 午後2時50分

閉会時刻 午後3時58分

久喜市教育委員会令和5年10月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市議会令和5年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について

イ 久喜市議会令和5年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

ウ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について

エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

オ 久喜市武道外部指導者の委嘱について

第 4 議事

議案第64号 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

議案第65号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

議案第66号 久喜市立図書館の指定管理者を指定することについて

議案第67号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第68号 久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）

教育委員

出席委員 4名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 渋谷 克 美

欠席委員 1名

委員 小野田 真 弓

事務局

教育部長	野 原 隆
教育部副部長	斧 田 直 樹
参事兼指導課長	飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長	小森谷 修
学務課長	関 口 智 彰
学校給食課長	小 林 喜 則
公民館事業推進室長	富 澤 均 仁
文化財保護課長	堀 内 謙 一
教育総務課課長補佐	桑 藤 哲 次

教育総務課

係長	相 園 浩 一
担当主査	関 口 慎 吾
主任	宮 道 未 央

傍聴者 1人

午後 2時50分

◎開会の宣言

○**教育長（柿沼光夫）** 皆様、こんにちは。秋の深まりを感じる季節となりました。小・中学校では運動会、体育祭、文化祭、さらには学校の創立50周年、あるいは150周年等の周年行事を開催する学校もございます。コロナが収束してきたと思いましたが、今はインフルエンザが各学校で大変流行をしており、学級閉鎖になっている学校もございます。

教育委員会の開催場所でございますが、教育委員の皆様、より教育現場の状況をご理解いただきたく、教育現場を会場に教育委員会を開催しておりますが、本日は久喜東小学校を会場に定例会を開催させていただきました。先ほど本校の富山校長から説明がありましたように、久喜東小学校は文部科学省が実施するGIGAスクール構想を推進するリーディングDXスクールに指定され、過日は県内外から多くの参加者を得て、公開授業を実施しております。クラウドを活用した授業や校務事務の改善に取り組み、全国から注目をされている学校でございます。

また、これも先ほど現場を見ていただきましたが、本校については、先週、校舎のモルタル仕上げの外壁が剥落する事故が発生をいたしました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、剥落のおそれのある箇所を囲いを設けるなど、児童等の安全を確保し、早期に修繕をするよう準備を進めているところでございます。安全であるべき学校で、このようなことが起こったことに対し、心からおわびを申し上げます。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員3名と私を含め4名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年10月定例会を開会いたします。

会議に入る前に、先ほど見ていただきました久喜東小学校の外壁の剥落につきまして、教育部長よりご説明を申し上げます。

教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 会議の前にお時間をいただきまして、久喜東小学校の外壁剥落の件につきまして、その概要と経緯についてご報告させていただきます。

令和5年10月17日、久喜東小学校から校舎の外壁が剥がれ落ちたとの報告がございました。この報告を受けまして、当日教育総務課の職員が現地へ赴きまして、管理普通教室棟校庭側の3階ベランダ上部の外壁の一部が剥落していることを確認いたしました。幸いにも、人的被害はございませんでしたが、直下の学童保育施設出入口のひさしを損傷いたしました。当該学校の外壁につきましては、令和3年度の外部委託により実施いたしました建築基準法第12条に基づく点検で、今回剥落した部分とは別の箇所において、外壁の一部にひび割れがあると指摘されておりましたことから、本年6月議会において、修繕に向けた関連予算を計上し、調査設計業務の発注に向けた準備を行っていたところで

ございました。このたびの剥落を受けた緊急安全対策といたしまして、剥落した場所に児童などが立ち入らないよう、管理普通教室棟の校庭側に囲いを設け、全面立入禁止といたしました。また、学童を含めた管理普通教室棟への出入口は、校庭と反対側の北側昇降口からのみとしたほか、当該昇降口については、ひさし部分の安全対策としてモルタル材の剥落が発生した場合に備え、10月21日及び22日に足場を組み、養生シートを設置したところでございます。さらに、昨日から緊急安全点検といたしまして、教育委員会事務局職員が市内の全小・中学校を訪問し、危険箇所の確認を行いながら、一部において立入禁止等の対策を順次実施しているところでございます。このたびは多大なご迷惑をおかけいたしましたして、誠に申し訳ございませんでした。

○**教育長（柿沼光夫）** 議事ではありませんが、ただいまの説明につきましてご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、3点ほど伺いたいと思います。まず、こちらの久喜東小学校の外壁改修の工事の今後のスケジュールについて伺います。

それから、2点目ですが、通常こういった改修工事は夏季休暇などに行われる場合が多いかと思うのですが、緊急安全対策ということで、すぐに取りかかったと思います。こうしたことで授業等への影響は出ないのかどうか教えてください。

3点目としまして、全小・中学校を調査したということですが、6月補正において予算措置をしました外壁改修の工事の取組としまして、その対象としている学校名とまた全体のスケジュールについて教えていただければと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育部副部長。

○**教育部副部長（斧田直樹）** ただいまのご質問、3点ございました。まず、久喜東小学校の工事のスケジュールでございます。現状での案でございますが、令和5年度の6月の補正予算におきまして、こちらの久喜東小学校を含みます市内12の学校の外壁の調査、それから、その改修に当たります設計業務について議決いただいております。現状ですと、設計業務、調査業務の入札が昨日締め切られまして、まだこちらに連絡はないのですが、契約担当課から落札者が決定しているというように聞いております。今後は、直ちに契約を締結しまして、設計業務、調査業務を進める中で、できる限り早い段階で工事に向けました予算を確保して、予算が確定し次第、工事を進めてまいりたいというように思っております。できるだけ早く工事を進めていきたいということで、今現状はそれがいつなのかはまだ申し上げられませんが、スピード感を持ってやっていきたいというように思っております。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育総務課課長補佐。

○**教育総務課課長補佐（桑藤哲次）** 2点目の授業等への影響でございます。今回の緊急的な工事について、授業に影響する場合には、土日を中心に工事を進めることで早急に対応していきたいというようには考えておりますけれども、まだ具体的なスケ

ジュールや業者との打合せが調っていない状況でございます。工程を組んでいない中で申し上げているところもでございますことから、どのように進めていくかは、これから協議していきたいというように考えております。

○教育長（柿沼光夫） 教育部副部長。

○教育部副部長（斧田直樹） 3点目でございます。6月補正で予算化した市内12校の学校名を申し上げます。順不同で申し上げます。久喜地区では久喜北小学校、太田小学校、久喜東中学校、久喜東小学校、清久小学校、久喜中学校、久喜南中学校です。久喜地区が7校です。菖蒲地区では、小林小学校、菖蒲中学校、菖蒲小学校、三箇小学校、菖蒲地区が4校でございます。栗橋地区はございません。鷺宮地区で鷺宮中学校、1校でございます。こちらの合計12校が、6月の補正で外壁の調査等の予算が計上された学校でございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 先ほど、全小・中学校を再調査したということですがけれども、この12の小・中学校から外れた学校で、そういう危険箇所が見つかったという事例はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育部副部長。

○教育部副部長（斧田直樹） 点検した中で、12条点検の中では不具合箇所として提示されていない学校についても、細かなクラック等が見受けられる学校も幾つかはございます。そういった学校につきましては、先ほどの6月の補正予算の中で、緊急的な修繕予算というものも議決をいただいておりますので、不具合箇所を見つけ次第、直ちにそういった予算を使って、箇所ごとの細かな修理になってまいるとは思いますが、できる限り早く修理をしたいというように思っております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 要望ですが、なるべく早く、また授業に支障がないように工事を進めていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

山中委員。

○委員（山中大吾） 今回、全校点検なさったということですが、危険箇所というのは外壁だけの点検なのでしょうか。それ以外の危険箇所など、何かほかに調査したところがあればお教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（桑藤哲次） 昨日から進めている中で、今回はまずは取り急ぎ外壁のみを調査させていただきました。そのほかに、地盤沈下等が見受けられる部分はありますけれども、そういった点については、今回の調査では行っていないところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 今回は外壁ということで話題になったので緊急的な措置が行われていると思うのですが、かなり老朽化している施設が多いので、ほかにも多分危険箇所というのはあると思います。例えば地盤沈下でガス管等が陥没しているところもございますし、そういうところをチェックしていただいたり、ほかにも学校等にヒアリングしていただいたりして、今後大きな地震、災害が起きたときに、そこから事故が起きないような形で、早急に調査していただければと思います。これは要望です。
- 以上です。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） それでは、以上にしたいと思います。
- ◎開議の宣告
- 教育長（柿沼光夫） それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。
- ◎議事日程の報告
- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。
- 次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。
- 教育長報告ウからオ、議案第 64 号につきましては人事案件でありますことから、議案第 65 号及び議案第 66 号につきましては、審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
- よって、教育長報告ウからオ、議案第 64 号から議案第 66 号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。
- ◎会議録署名委員の指名
- 教育長（柿沼光夫） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
- 会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。
- 本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。
- ◎会議録作成者の指名
- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査にお願いします。
- ◎会議時間の決定
- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年9月25日に開催いたしました令和5年9月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの5件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和5年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、久喜市議会令和5年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから25ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は、全体で25名おり、うち教育委員会に関する質問者は15名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から、小・中学校体育館へのエアコン設置に関するものが3件、小・中学校の修繕や雨漏りに関するものが3件、小・中学校のエアコン使用及び断熱化に関するものが2件、学校図書館に関するものが1件、子どもたちの熱中症等の安全対策に関するものが1件、義務教育学校「鷲宮西小中学校（仮称）」に関するものが1件、久喜市公共施設個別施設計画の対照表に関するものが1件、給食費の公会計化の取組に関するものが1件、フリースタールの設置に関するものが1件、台風時における学校の休校、早退に関するものが1件、学校給食センターの空調設備工事の進捗と今後に関するものが1件、図書館におけるレファレンスサービスに関するものが1件、学校給食費の無償化実施に関するものが1件、中学校の部活動の地域移行に関するものが1件、体育祭の運営に関するものが1件、公民館事業推進室に関するものが1件、児童生徒の歯・口腔の健康づくり支援体制に関するものが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの内容とそれらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、それぞれの説明につきましては省略させていただきますと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 歯の健康づくりのことについての質問についてなのですが、今、学校の給食時間が終わって歯磨きを子どもたちがしていると思うのですが、食べる時間が20分間ぐらいの中でブラッシングにかけている時間というのは大体どのぐらいの時間かけているのか、おおよそでいいので教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 学校によりけりではありますが、各学校工夫を凝らして、約3分が目安ということで時間を取っていることと思います。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） しっかり磨けているかどうか、磨かないでそのままになっている子がいないか、先生方は把握されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 各学校、歯については保健養護教諭を中心に目標を持って取り組んでいるところでございます。見届けということについては、繰り返し丁寧に指導しながらということになると思いますけれども、時間を決めてであるとか、歯磨きの重要性ということ併せて取り組んでいるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 実際、給食を食べてから歯医者さんに来るお子さんの口の中の状態を見ると、しっかり磨いているのかなという子が多いものですから、大事なところなので、よく確認をお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市議会令和5年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和5年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明を申し上げます。

お手元の教育長報告資料の26ページをお開きください。9月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に関係する議案につきましては、久喜市議会の議案番号第13号、第22号、第30号の合計3件でございます。これら議案3件につきましては、令和5年9

月 28 日の議会最終日におきまして、全て原案のとおり認定及び可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告ウからオ、議案第 64 号から 66 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。傍聴人の皆様は一時ご退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 9 分 休 憩

午後 3 時 0 9 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告ウにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 9 分 休 憩

午後 3 時 1 0 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） それでは、再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） ウ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

事務局職員の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 3 分 休 憩

午後 3 時 1 3 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用につい

ての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部副部長及び担当課長よりご説明いたします。
教育部副部長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 オ

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、オ、久喜市武道外部指導者の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

[非公開案件につき省略]

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第64号

○**教育長（柿沼光夫）** 初めに、議案第64号を上程し、これを議題といたします。
議案書の1ページを御覧ください。議案第64号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第65号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第65号を上程し、これを議題といたします。
議案書の3ページを御覧ください。議案第65号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野原隆）** 議案第65号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任及び補助執行させることについて、別紙のとおり協議したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては学務課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 学務課長。

○**学務課長（関口智彰）** それでは、議案第65号につきましてご説明を申し上げます。

久喜市立中央幼稚園と久喜市立栗橋幼稚園につきましては、教育施設でありますことから、現在学務課においてその事務を所管しているところでございますが、令和6年度に予定している組織機構改革におきまして、幼児教育と保育の窓口の一本化などによる利用者の利便性の向上などを図るため、市立幼稚園の事務を市長部局において行う案を検討しているとのことでございます。この方向性につきましては、令和5年7月10日に開催されました総合教育会議におきまして、教育委員の皆様にご説明申し上げましたほか、

7月24日開催の定例教育委員会におきまして、企画政策課長から組織機構改革案について概要をご説明しているところでございます。

教育委員会の権限に属する事務であります幼稚園に係る事務を市長部局で行うためには、市長部局の職員に事務の委任及び補助執行をさせることとなりますので、地方自治法第180条の7に基づき、教育委員会から市長部局に対し協議を行う必要がございます。つきましては、これからご説明いたします協議書案のとおり協議することについて議決を求めるところでございます。

それでは、議案書の4ページを御覧いただきたいと存じます。協議書の案でございます。委任する事務といたしまして、大項目1の(1)から(4)まで、また補助執行させる事務といたしまして、大項目2の(1)から(11)までとしているところでございます。委任する事務と補助執行させる事務の制度面での違いでございますが、委任する事務につきましては、市長部局の権限において事務を執行することとなります。一方、補助執行させる事務につきましては、事務を行うのは市長部局の職員でございますが、権限は教育委員会に残るということとなります。端的な例で申し上げますと、例えば外部に通知などを出す場合、委任する事務では市長名で通知をいたしますが、補助執行させる事務では教育長名で通知をするということになるところでございます。ただ、御覧いただいて分かりますとおり、委任する事務の4つにつきましては、實際上、外部に通知をするような性格のものではございませんので、こういったことが実際には起きないだろうというふうには考えておりますが、制度的にはそのような違いがあるというところでございます。

また、補助執行させる事務のうち、これまで定例教育委員会にお諮りし、ご議決をいただいていた事務につきましては、担当する市長部局の課長となります保育幼稚園課長が定例教育委員会に出席し、これまでと同様にご議決をいただくこととなるものと考えております。例えば、大項目2の(1)にあるような条例等の制定及び改廃、こちらにつきましては、これまでと同じように引き続き教育委員会でご議決をいただくということになるものと考えております。

また、課長専決などの軽易な事務につきましては、今申し上げたようなことから、委任する事務であっても、補助執行させる事務であっても、大きな違いは発生しないものでございます。

なお、市立幼稚園職員の人事、また幼稚園の設置や統廃合など、幼稚園の在り方に大きく関わることにつきましては、引き続き教育委員会事務局において所管するものでございます。

最後に、議案書の5ページでございます。大項目3といたしまして、委任及び補助執行につきましては、令和6年4月1日から開始するものでございます。

以上が議案第65号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第65号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 66 号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 66 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。議案第 66 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 66 号 久喜市立図書館の指定管理者を指定することについてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

別紙のとおり久喜市立図書館の指定管理者を指定することについて、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 生涯学習課でございます。議案第 66 号 久喜市立図書館の指定管理者を指定することについてご説明を申し上げます。

議案書 6 ページから 7 ページをお開きください。また、参考資料 1 ページから 8 ページまで御覧いただければと思います。本議案につきましては、久喜市立図書館の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に行わせるため、同条第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるに当たり、お諮りするものでございます。

初めに、指定管理を行う公の施設といたしましては、久喜市立図書館でございまして、中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷲宮図書館の全 4 施設となります。指定管理者として指定する事業者につきましては、東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号、株式会社図書館流通センター、代表取締役、谷一文子でございます。指定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、選定までの経過について申し上げます。令和 5 年 7 月 4 日から 14 日までの間、募集要項を配布いたしまして、その後、令和 5 年 7 月 20 日に事業説明会及び現地施設見学会を実施いたしましたところ、2 事業者から参加がございました。その後、事業者からの質疑、応答などを経まして、応募を募りましたところ、1 事業者から申請書が提出されたところでございます。申請書の受付期間終了後、生涯学習課におきまして、1 次審査に当たる書類審査を行いましたところ、当該事業者が 1 次審査を通過いたしました。そして、令和 5 年 9 月 26 日、2 次審査といたしまして、久喜市指定管理者候補者選定委員会にお

きまして、プレゼンテーションが行われたところでございます。この結果、選定委員会から、株式会社図書館流通センターを指定管理者候補者とする選定をいただきました。

以上が議案第 66 号 久喜市立図書館の指定管理者を指定することについての概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第 66 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、2 点ほどお伺いします。久喜市で図書館に指定管理者制度を導入して 5 年になるわけですけれども、この 5 年間で、県内公立図書館の指定管理者制度導入の推移、あるいは現状はどのようになっているのかが 1 点目です。もう 1 点は久喜市立図書館に指定管理者制度を導入したことで、私自身はサービスの向上が図られたと思っておりますが、この 5 年間で新たに課題となったようなことがあるのかどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** まず、1 点目のご質問からお答えいたします。

県内の公立図書館指定管理者導入状況でございますけれども、令和 5 年度は市町村立図書館数が 208 でございまして、導入割合といたしましては 33.7%でございます。令和元年度は図書館数が 207、導入割合が 30%ですので、指定管理者制度の導入が増えているという状況です。埼玉県立及び専門図書館を含めると令和元年度の図書館数が 217 で導入率は 28.6%、令和 5 年度の図書館数が 218 で導入率は 33%ということですので、傾向といたしまして、指定管理者制度の導入は増えているというように考えているところでございます。

それから、2 点目でございます。指定管理者を導入して、休館日を減らしたり、開館時間も長くしたりということで、利用者の方には非常に好評を得ているところなのですが、我々が考えている課題といたしましては、貸出冊数の減少という傾向がございます。こちらについては、コロナの影響というのも多々あるとは思いますが、人口 1 人当たりの貸出冊数が県平均よりも下回っているということが我々の大きな課題であるというように考えているところでございます。県平均が 4.84 冊、久喜市が 4.78 冊という状況でございます。

そういったことから、昨年度、久喜小学校の 6 年生を対象として図書館の利用券の発行をいたしましたところ、先ほど御覧になっていただいた G I G A スクールの関係もございまして、タブレットを利用した電子図書館の利用が非常に増えたという効果ございました。そういった取組を今後市内に拡大いたしまして、図書館の利用促進を図ってまいりたいと考えております。今年度は、各地区 1 校ずつに増やしていきまして、来年度以降は、指定管理の候補者からは、5 年ぐらいはかかるかと思うのですけれども、全ての小・中学校の児童・生徒に図書館の利用券を発行できるような体制を整えてもらう形をとってい

るところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 指定管理者の候補業者から提案された基本方針の中に、市民と図書館との距離が課題だというような記述がありました。この課題に対して、図書館DXとアウトリーチを効果的に組み合わせることで解決を図るとあるのですが、これは具体的な例としてはどのようなことを想定されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 指定管理者のほうからの課題でございますけれども、現在は本を返却するに当たって、久喜駅西口側に返却場所がないというのが課題というように思っております。県立図書館で借りたものを間違えて市立図書館に返却したり、逆に市立図書館で借りたものを県立図書館に持って行ってしまったりということがあるようですので、私どもが考えているのは、その提案の中で返却する場所について、本庁舎近くに返却する場所を設けたり、それから東鷲宮駅の近くにも設けたりというような返却するボックスを増やしていきたいというように考えております。

それから、アウトリーチということではありますと、移動図書館も一つの候補として考えられるのですが、こちらの導入についてはこれから指定管理者と相談させていただきたいと考えております。貸出しと返却をなるべく身近な場所に持っていける、または、先ほど委員さんがおっしゃったデジタル化の部分で、デジタル図書館ということで電子図書を増やしていき、どこでも、誰でも見られるというような形で考えているところがございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 最後に、これは要望なのですが、業者から提案された事業の中に、スマホ利用券ですとか、それから、図書の返却に当たって久喜市役所の本庁舎、コンビニエンスストアに返却スポットを新設しますという提案がありますので、ぜひそのあたりは早く進めていただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 図書館に行くと丁寧な対応をしていただいて、本当にいい空間だと思っております。先ほどの久喜市の貸出数が県を下回っているという話で、図書館に行ってみると、新しい本など蔵書の内容がもう少し充実するといったなことも思っています。借りるのに、希望するものがないなというような感じで、そこで諦めてしまうというか、そういう気持ちになってしまうところもあるので、本の回転率を上げるということも書いてあるのですが、そのあたりは何か考えていることがあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 委員さんがおっしゃるとおり、各図書館でも本に親し

めるように特集を組んだりであるとか、地元にゆかりのあるものであったりとか、そういったいろいろな取組は進めているところです。本のほうについては、図書館流通センターというところが指定管理者で、今年度も来年度以降も同じ業者なのですが、やはり借りられる方とこちら側とのニーズの乖離があるのかなというところを考えていまして、毎月実施している館長会議の中で、手に取りやすいように本の配置などについて、工夫を今実際しているところがございます。図書の購入額でいいますと、久喜市は埼玉県内でも県平均を大きく超えるような購入額でございまして、先ほど申し上げたとおり、そのような中でも貸出冊数が増えていないというような状況がありますので、ニーズの乖離をどのように解決していくかということで、ニーズ調査ですとか、そういったことを含めて、取り組んでいかなければならないと考えています。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんに賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 久喜市立図書館の指定管理者を指定することについては、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休 憩

午後 3時41分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 67 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 67 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。議案第 67 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 67 号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めらるるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） それでは、議案第 67 号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書 8 ページから 11 ページをお開きください。また、参考資料 9 ページから 10 ページを御覧ください。このたびの改正につきましては、国立国会図書館が提供する図書館等向けデジタル化資料送信サービスを利用するに当たり、送信資料の複写に関する規定を整備するため改正するものでございます。このことによりまして、国立国会図書館がデジタル化している資料について承認を受けた図書館におきまして、閲覧、複写を行うことができるようになるものでございます。そのため、様式第 4 号の複写申込書につきまして、国立国会図書館に関する記述を加えた共通様式として整理をするとともに、指定管理者関係の文言を整理いたしました。

なお、改正後は国立国会図書館への承認申請を行いまして、国立国会図書館から承認され次第、本サービスを開始してまいります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 67 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 68 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 68 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 12 ページを御覧ください。議案第 68 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 68 号 久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） それでは、議案第 68 号 久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示につきましてご説明申し上げます。

議案書 12 ページから 13 ページをお開きください。また、参考資料 11 ページから 14 ページを御覧ください。このたびの改正につきましては、さきの議案第 67 号でご説明申し

上げましたが、国立国会図書館が提供する図書館等向けデジタル化資料送信サービスの利用に関連した改正でございます。本サービスを利用するに当たり、国立国会図書館の承認を受ける必要がございます。この承認を受けるためには複写作業は利用者ではなく、図書館等の職員が行うこととする規定が必要となりますことから、今回の改正を行うものでございます。また、併せて指定管理者関係の文言の整理をするとともに、様式につきましては、国立国会図書館に関する記述を加えた共通様式として整理いたしましたので、現行様式の第1号及び第2号について削除するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第68号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 3点ほどお伺いいたします。今回の改正は、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスを受けたものですが、国立国会図書館ではデジタルコレクションの中でもインターネットで公開しているものと公開していないものがあります。それで、国会図書館のホームページでは、非公開資料について今回のその図書館向けデジタル化資料送信サービスで利用できるようにしておりますが、既にインターネットで公開されているデジタル化資料は、対象外となるのでしょうか。それが、まず1点です。

2点目は、国会図書館の公開対象資料は、ホームページを見ますと令和5年10月13日現在、図書、古典籍、雑誌、博士論文など約181万点とあり、これは画期的なことだと思うんですが、市立図書館では利用者に対し、今後どのような周知活動を行っていくのでしょうか。

3点目です。国会図書館デジタルコレクション資料を検索するための端末、これは各図書館に用意されるのでしょうか。また、司書によるレファレンスサービスの対象はどのようになるのでしょうか。

以上3点伺います。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** まず1つ目でございます。国立国会図書館デジタルコレクションの閲覧につきましては、ログインなしで閲覧可能なもの、送信サービスで閲覧可能なもの、国立国会図書館内限定の3種類の公開範囲が設定されているところがございます。このたびの改正により、インターネットで公開されていない送信サービスで閲覧可能な資料につきましては閲覧、複写が可能となるものでございます。

なお、インターネットで公開されている1の資料の複写につきましては、著作権等が切れているものと保護期間満了のもののみの一部だけが可能でございます。それ以外は不可というようになるものでございます。

2点目の、市立図書館でどのように周知をしていくかということなのですが、申請後に承認をいただくのに一、二か月程度の時間がかかるということが示されておりますので、承認され次第、広報紙、ホームページ、それから図書館のホームページもございまして、

そういったSNSやホームページなどを利用して市民の方に周知してまいりたいと考えてございます。

3点目、端末でございますけれども、既に各図書館に設置されておりますインターネット用のパソコン端末、タブレット等がございますので、そちらで対応をしていきたいと考えてございます。国立国会図書館から承認いただきますと、市民用と図書館用の2種類のIDが発行されることになるというように伺ってございます。市民用のログインIDにつきましては、閲覧のみ可能となるものでございまして、図書館用IDにつきましては、閲覧と印刷が可能になるというようになるものでございます。

それから、レファレンスサービスでございますけれども、レファレンスについては現状の体制で対応するしかないのかなと考えてございまして、それ以上の不足するレファレンスに関しては、国立国会図書館のほうに依頼するなり、紹介するなりという形になろうかというように考えてございます。今我々で対応できるレファレンスに関しては、もちろん対応はしていきますけれども、より専門的なレファレンスに関しては、そういった上位機関に依頼するという形になろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 確認ですが、1点目の質問の中で、今回の図書館向けデジタル化資料送信サービスでは、国会図書館で一般に公開していないものが対象ですよとされていると思うのです。それに対して、既にインターネットで見られる資料が相当あるわけですが、それは今回の閲覧対象にはならないのか、もうちょっと分かりやすく教えていただければと思います。

それと、3つ目のレファレンスの関係なのですが、今回対象となってくる例えば雑誌とかというのは、これは研究者によってですけど、非常に興味深いもので見たいというようなものも幾つか出てくるかと思えます。目録を見ておきますと、非常に検索しづらい、分かりづらいのが現状でして、せめて目録の見方ですとか、最低限のレファレンスのお手伝いとか、そういうものをしていただけないかどうか、それを前向きに考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 国立国会図書館ハンドブックというのがございまして、資料の送付先、送信先機関における閲覧及び複写の対応可否一覧というのがございます。こちらを参考に、先ほどお答えしたのですけれども、インターネットで公開されている保護期間満了のものについては、送信先での閲覧は当然可能になりますということでございます。法的には複写が可能ですが、複写サービスの実施はそちらの機関の判断によりますよというのが示されているところでございます。それ以外のインターネットで公開されている著作権者の承諾に基づく公開、それから、文化庁長官の裁定に基づく公開のものについては、閲覧は可能になっていますが、送信先機関の図書館資料ではないため

複写は不可という形になってございます。インターネットで公開されているもののうち保護期間満了のものは複写サービスが可能、それ以外の著作権者、あるいは文化庁長官の裁定のものは見ることは可能で、送信して閲覧することは可能ですけれども、複写は不可であるということでございます。

それから、国立国会図書館と図書館、個人送信限定というものがございまして、こちらについては閲覧が可能でございます。こちらについても著作権法第31条第7項第1号に基づき、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において複写が可能ということになっております。ただし、国立国会図書館内公開限定のもの、こちらについては閲覧も複写も不可という形になってございます。ですので、閲覧はほとんどの資料で可能になってくるというように考えてございます。

レファレンスでございますけれども、私はその目録をまだ見たことがないため、どういった難しさがあるのかというのを把握しておりませんが、こちらについては指定管理者と話をしていきたいと思っております。ただ、レファレンスに関しては、かなり司書のスキルが求められるというように伺っていますので、我々も当然研修等を行ってやっているところではございますが、国立国会図書館の司書レベルまでは難しいところもあると思っております。もちろんお手伝いできるところは当然お手伝いしていきます。ただ、研究をされる方のレベルに応じたレファレンスができるかという点、おそらく対応し切れないのかなというように想像してございまして、なるべく、国は国、県は県、市は市の役割がありますので、その役割分担をあまり超えない範囲でお手伝いをしていこうと思っております。間違えたレファレンスをしてしまうと、市にとっても図書館にとってもデメリットが大きくなってしまふのかなと思っておりますので、お手伝いできることは、もちろん実施させていただきますけれども、きちんとしたレファレンスとして実施できるかどうかというのは、今後の課題だと思っております。まだ始まっておりませんので、始まってから、いろいろな課題等々出てくると思っております。研修等があれば参加するなどの対応もできますので、そういったことも考えながら今後の課題としたいというように考えてございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、要望としてお願いしたいのですが、申請してから一、二か月かかって、その後に広報紙等で周知するという点です。何といたしまして、資料点数が181万点という膨大な数にもなりますし、これに関心を寄せる人というのは、一定数いるのではないかと思います。ですから、これが周知されて利用されるまでの間に、なるべく利用者の立場に立った形での対応が進むようお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号 久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育部副部長。

○教育部副部長（斧田直樹） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は施設訪問を予定しております。会場につきましては、久喜市立学校給食センター。日時は、令和 5 年 11 月 21 日火曜日、午前 10 時から定例会を開催し、会議終了後、女子栄養大学と共同開発いたしました給食献立の試食を行うことをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案に対しまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 11 月 21 日火曜日、時間は午前 10 時から、会場は久喜市立学校給食センター 2 階、会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 3 時 5 8 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 5 年 10 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年11月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾